

(別紙 1)

令和 7 年度古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム運営実証業務委託仕様書

1 件名

令和 7 年度古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム運営実証業務委託

2 本業務の目的

現在市域には 7 か所の工業団地があり、今後も新たな工業・流通団地の造成が進むことにより、さらなる企業数の増加が見込まれている。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、本市に多く立地している中堅・中小企業の脱炭素経営への移行が不可欠であり、脱炭素経営に向けた取組を早期に推進していくことが重要である。

先行して脱炭素経営に取り組む中堅・中小企業では、優位性の構築、光熱費・燃料費の低減、知名度・認知度向上、社員のモチベーションアップ、好条件での資金調達といったメリットを獲得している一方で、多くの中小企業は、人材確保や人件費の確保、物価高騰対策など生産性の維持に関する課題対応に追われており、こうした取組に着手できていない状況にある。

本市では、中堅・中小企業の脱炭素経営を支援するための体制づくりとして、昨年度、環境省の地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業の採択を受け、多様な主体からなる公民連携による「古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を形成し、脱炭素経営支援の枠組みを構築したところである。

プラットフォームは、行政が単独ではなく、普段から地域の中堅・中小企業との接点をもっている地域金融機関や商工会をはじめとする経済団体その他地域に根差して中堅・中小企業の経営支援に携わる者（以下「地域支援機関」という。）が運営することが効果的であるため、本業務は、昨年度構築した脱炭素経営支援の枠組みを地域支援機関が実証し、市内中堅・中小企業への脱炭素経営普及と地域課題の解決の同時達成をめざしたプラットフォームを運営することを目的とする。さらには、将来的に地域ぐるみでプラットフォームを運営し、地域経済循環と脱炭素を同時実現する地域脱炭素の実現を図る基盤となる持続可能なプラットフォームとなることをめざす。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業内容

(1) 古賀市脱炭素経営支援プラットフォームの運用準備業務

- ① 本委託業務を円滑に進めるため、継続運用できるホームページ等を構築すること。

ホームページの構成として以下の項目については必須とする。

- ・ 支援を希望する企業及び支援を提供する支援機関が会員登録する入会フォーム
 - ・ 脱炭素カルテ
 - ・ 支援メニュー一覧
 - ・ コーディネーター制度等の利用案内
 - ・ 各補助金等の情報やリンク集
 - ・ 会員企業がオンラインで相談できる機能
 - ・ プラットフォーム会員企業が支援メニューを利用して脱炭素に取り組んだ事例集
- ※ 事例集については運用開始後に構築可とする。

② ホームページ等を活用した広報

- ・ 古賀市脱炭素経営支援プラットフォームの周知を行うためのパンフレットを作成し（A4版、1枚、両面、カラー、1,000部以上）、周知を行うこと。
- ・ 特にプラットフォーム運用開始の初年度である令和7年度においては、市内企業へ積極的な広報及び丁寧な制度説明を行い、広く会員の獲得に努めること。
- ・ その他、広報の詳細については、本市と協議の上決定する。

③ Teams等のツールで会員がオンラインで相談できる場や会員への情報発信や情報共有の手段を整備すること。

(2) 古賀市脱炭素経営支援プラットフォームの運用業務

① ホームページ等の運用

- ・ ホームページの構築、運営及び管理を行うこと。
- ・ 会員登録に関する業務や会員登録企業のホームページでの紹介業務を行うこと。

② 登録後の初期面談を希望する企業との面談対応業務

- ・ 登録後の初期面談を希望する企業との面談を実施すること（オンライン対応可）。
- ・ 面談にあたっては本市が作成した脱炭素カルテを用いて実施すること。

③ 脱炭素カルテの運用

- ・ 令和6年度に策定した脱炭素カルテの運用及び管理を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- ・ 脱炭素カルテの回答に基づく一連の支援経過や結果をまとめるフォーマットを作成すること。

④ コーディネーター制度(伴走型支援)の運用業務

- ・ プラットフォームが提供する支援メニューをコーディネートする伴走型支援として、コーディネーター制度を運用すること。
- ※ 相談企業から支援機関へマッチングし支援メニューの利用まで繋げた事例を3社程度創出することを想定。
- ・ コーディネーター業務は受託者が実施し、相談対応状況は記録し、支援メニューを

提供する機関と適宜情報共有を図ること。

- ・令和7年度においては、コーディネーター業務の運用について試行的な側面もあることから、将来的には地域人材を活用して実施できるよう、コーディネーター業務において又は必要に応じて⑨の会議においてロールプレイングを実施の上意見交換を行い、コーディネーター業務の課題及び解決策等を整理し、コーディネーター業務のより詳細な仕組みや制度設計について整備の上、業務実績報告書において記載すること。
- ・その手法は市と協議して決定する。

⑤ 支援メニューの管理

- ・プラットフォームにおける市内の中堅・中小企業者向けの支援メニューの追加や更新等の管理をすること。
- ・連携している支援機関及び専門機関との連絡調整を行うこと。
連携先：経済産業省九州経済産業局、環境省九州地方環境事務所、福岡県（環境保全課）などの行政機関や地域金融機関、福岡県地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、民間企業などの専門機関など

⑥ 情報収集及び発信

- ・環境省や経済産業省などの省庁や福岡県が実施する補助事業などの脱炭素関連事業の情報収集及び情報発信を行うこと。

⑦ 会員向けオンラインセミナーの開催

- ・年2回、会員向けオンラインセミナー（1時間程度）を開催すること。
- ・セミナーのテーマ及び内容については本市と協議して決定すること。

⑧ 会員募集も含めた事業者向け脱炭素セミナーの開催

- ・年1回、対面及びオンライン配信のセミナーを開催すること。
- ・会場は市が提供する。
- ・セミナーのテーマ及び内容については本市と協議して決定すること。
- ・講演者については受注者が調整を行うこととし、講師費用等についても本委託費用に含むものとする。

⑨ 会員による会議の開催

- ・会員を招集し、プラットフォームの運用に関することや地域脱炭素に向けた手法の検討等について意見交換や情報共有、合意形成等を図る対面会議を四半期に1回程度開催すること。
- ・会場は市が提供する。

⑩ 事業創出支援

- ・上記の⑨の会議やその他地域課題の解決検討に向けたファシリテーション支援を行う。また必要に応じて、プラットフォームで挙げられた地域脱炭素に向けた事業の企画立案について、提案準備等の支援を行う。

⑪ 市との協議

- ・本委託業務を円滑に実施するため、毎月又は2ヶ月に1回程度、対面又はオンラインで定期的に市と協議の時間を設けること。

(3) 古賀市脱炭素アドバイザーによるコーチング型支援

上記の業務内容の遂行に当たっては、古賀市脱炭素アドバイザーのコーチング型支援を受けながら進めること。

5 履行場所

古賀市内

6 成果品

業務実績報告書 2部

関連するデータ 一式（市が編集可能な形式とすること）

- ※ 成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は市に帰属するものとし、市が自由に編集し、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。また移管に係る費用について、受託者負担とする。

7 納入場所

古賀市 市民部 環境課

8 前払い金

受託者は地方自治法施行令第163条第1項第2号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の2分の1以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

9 その他注意事項

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合

は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

1 0 担当部署

古賀市 市民部 環境課 環境整備係 有田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-942-1127／FAX：092-942-1291

E-mail：zerocarbon@city.koga.fukuoka.jp